

平成 21 年度 後期高齢者医療制度の保険料が決定しました！

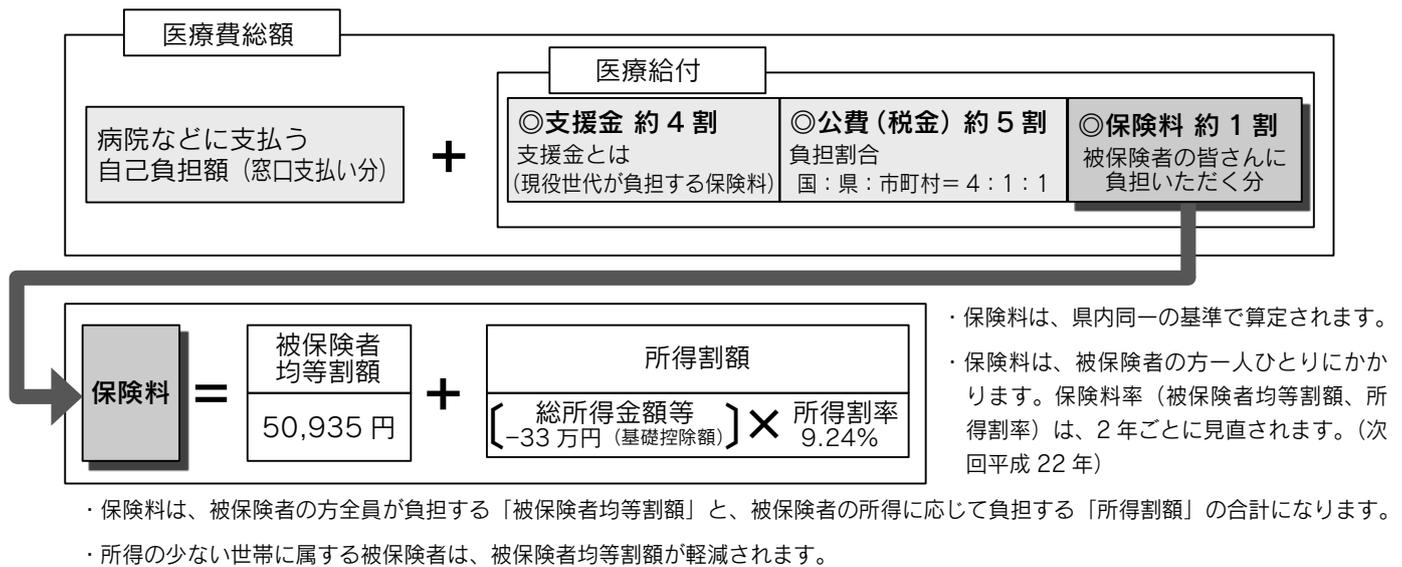
平成 20 年中の所得の届出に基づき、平成 21 年度の保険料額が決定しました。

7月中旬に被保険者の皆さんへ、平成 21 年度分後期高齢者医療保険料額決定通知書をお届けします。

●保険料は、平成 20 年中の所得金額と世帯（注 1）の状況を基に算定を行い、決定します。

注 1：「世帯」とは、平成 21 年 4 月 1 日時点の世帯（75 歳になる方、県外からの転入者等はその時点）を基準にしています。

●保険料の決まり方（計算方法）



保険料の軽減について

◆均等割の軽減

平成 21 年度では、従来の軽減（被保険者均等割の 7 割・5 割・2 割軽減）に加え、以下の軽減措置を行います。

◎平成 21 年度に限り、被保険者均等割額が 7 割軽減となる人は、8.5 割の軽減となります。

◎平成 21 年度から、新しく 9 割軽減が新設されます。

軽減後の保険料の被保険者均等割額（年額）	軽減になる人の所得判定		
	軽減率	金額	
7 割軽減 15,280 円	8.5 割軽減	7,640 円	被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が 33 万円以下の人
	平成 21 年度に限った措置		
9 割軽減 5,093 円	9 割軽減	5,093 円	被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が 33 万円以下で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、他に所得がない人
	平成 21 年度から新設		

後期高齢者医療制度に加入する前日までに「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、平成 21 年度は 9 割軽減されます。また、所得割額はかかりません。

◆所得割の軽減

公的年金収入額が 211 万円までの方など、平成 20 年中の総所得金額等が 91 万円以下の人は、平成 20 年度と同様、所得割額が 5 割軽減されます。